

鴨川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第6号

鴨川市行政組織規則の一部を改正する規則

鴨川市行政組織規則（平成18年鴨川市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表市民福祉部の子ども支援課の項係の欄中「子ども福祉係 幼保係」を「子ども支援係」に改め、同条第2項の表健康推進課の項中「福祉総合相談センター 新型コロナ対策室」を「福祉総合相談センター」に改め、同表に次のように加える。

|        |           |
|--------|-----------|
| 子ども支援課 | 子ども家庭センター |
|--------|-----------|

第7条第2項の表新型コロナ対策室の項を次のように改める。

|           |  |
|-----------|--|
| 子ども家庭センター | (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく子ども家庭総合支援拠点に関する事。<br>(2) 母子保健に関する事。<br>(3) 母子歯科口腔保健の推進に関する事。<br>(4) 児童福祉法に基づく援護及び措置に関する事。<br>(5) 児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に関する事。<br>(6) 乳幼児全戸訪問事業に関する事。<br>(7) その他児童福祉並びに母子及び父子福祉に関する事。 |
|-----------|--|

別表企画総務部の部税務課の款市民税係の項事務分掌の欄第2号中「市県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同表市民福祉部の部健康推進課の款保健予防係の項事務分掌の欄第8号中「歯科口腔保健」を「成人歯科口腔保健」に改め、同欄中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同部子ども支援課の款子ども福祉係の項を次のように改める。

|        |   |
|--------|---|
| 子ども支援係 | (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。<br>(2) 子ども・子育て会議に関する事。<br>(3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。<br>(4) ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事。<br>(5) 児童遊園に関する事。<br>(6) 放課後児童健全育成事業に関する事。<br>(7) 子ども医療費の助成に関する事。<br>(8) 認定こども園の運営及び管理に関する事。<br>(9) 認定こども園の利用に関する事。<br>(10) 認定こども園保育料の決定及び徴収に関する事。<br>(11) 私立幼稚園に関する事。<br>(12) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に関する事。<br>(13) 子ども・子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付に関する事。 |
|--------|---|

- |   |
|---|
| (14) 子ども・子育て支援法に基づく施設の認可、確認等に関する<br>こと。<br>(15) 私立認定こども園に関する<br>こと。<br>(16) 地域子育て支援拠点事業に関する<br>こと。<br>(17) 障害児親子通所支援事業に関する<br>こと。<br>(18) ファミリー・サポート事業に関する<br>こと。<br>(19) 課の庶務に関する<br>こと。 |
|---|

別表市民福祉部の部子ども支援課の款幼保係の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。